



へいせい ^{ねんど}
平成29～30年度

しずおかしたぶんかきょうせいきょうぎかい
静岡市多文化共生協議会

てい げん
提 言

しずおかしたぶんかきょうせいきょうぎかい
静岡市多文化共生協議会



もくじ
目次

ていげん
提言にあたって 2

ていげん
提言 3

しりょう
資料 11

しずおかしたぶんかきょうせいきょうぎかいていげん あゆ
静岡市多文化共生協議会提言までの歩み 12

しずおかしたぶんかきょうせいきょうぎかいいいん
静岡市多文化共生協議会委員より 14

だい きしずおかしたぶんかきょうせいきょうぎかいいいんめいぼ
第8期静岡市多文化共生協議会委員名簿 21

しずおかしふぞくきかんせつちじょうれい
静岡市附属機関設置条例 22



ていげん
提言にあたって

わたし しずおかしたぶんかきょうせいきょうぎかいいいん しずおかし す にほんじん
私たちが、静岡市多文化共生協議会委員は、静岡市に住む日本人

がいこくじん しずおかじん かんが だれ く
も外国人もみんな静岡人という考えのもと、誰もが暮らしやすいま

めざ ていげんしょさくせい とりく
ちづくりを目指して、提言書作成に取り組んできました。

げんざい しずおかし やく にん やく こく がいこくじんじゅうみん せいかつ
現在、静岡市には、約9,500人、約80か国の外国人住民が生活し、

じゅうみんすう へいせい ねんどうこうまいとしぞうか
その住民数は平成25年度以降毎年増加しています。

たぶんかきょうせいきょうぎかい がいこくじんじゅうみん ぞうか なか
多文化共生協議会では、このように外国人住民が増加する中で、

がいこくじんじゅうみん せいかつ しずおかし
すべての外国人住民が生活しやすい静岡市になるにはどうしたら

よいか、どうしたら市政に声が届けられるか議論を重ねました。

ていげんしょ ていしゆつ かい きょうぎかい おこな わたし しずおかし
提言書を提出するまでに7回の協議会を行い、私たち静岡市

たぶんかきょうせいきょうぎかいいいん つぎ かが こうもく ていげん
多文化共生協議会委員は、次に掲げる4項目を提言いたします。

ねん がつ にち
2018年9月19日

しずおかしたぶんかきょうせいきょうぎかい
静岡市多文化共生協議会

ていげん
提言

1 防災に関する取り組み

【具体的な取り組み】

①定住者に加え、滞在期間が短い留学生や技能実習生等に対しても地震

や災害等の危険性や、防災訓練の必要性を積極的に周知する

②外国人住民が地域の防災訓練に参画しやすい取り組みを実施する

③英語、やさしい日本語を使用して、外国人住民に伝わりやすい方法で情報

発信を行う

【背景・理由】

・東日本大震災や、熊本地震など、日本各地で大きな震災がある中で、静岡市においても南海

トラフ地震が心配され、日ごろからの備えは大切な問題です。しかし、外国人住民の中には

は、自分の国で地震の体験をしたことがないため、地震の危険に対するイメージがわか

い方もいます。地震に対する理解を促進するために、静岡県地震防災センターを活用する

などして、地震の危険性と防災訓練の必要性を教えることを希望しています。

・静岡市に住む外国人住民の中には、長い間静岡市で生活をしている方もいれば、勉強

や技能実習のために一時的に静岡市で生活する方などもおり、その生活のありかたは様々

です。滞在期間の長さや、日本語の能力が異なる中で、すべての外国人住民が、防災訓練

に参加しやすい取り組みを実施して欲しいと思います。多くの住民の訓練の参加を促す

ために、訓練のみにこだわらず、地域の交流イベントなどと組み合わせて参加を呼び掛けるのはどうでしょうか。

・また、地震だけではなく、台風や大雨警報など日ごろの防災情報や訓練の情報について

でも、世界的な公用語である英語と、外国人・日本人を問わずに子どもから高齢者まで伝わりやすい、やさしい日本語を用いての情報発信を検討してください。



2 地域との交流に関する取り組み

【具体的な取り組み】

①自治会・町内会への加入等を促進するため、外国人住民への情報提供に

は英語、やさしい日本語版の「加入のしおり」などを作成する

②自治会・町内会への外国人住民の参画を促進する

③地域の多文化化にともなう課題を解決するため、地域の国際化を推進する

静岡市国際交流協会を広く市民に知ってもらう

【背景・理由】

・住みよい豊かなまちづくりを目指して自治会・町内会が作られました。住民相互の連帯

意識の向上のためには、外国人住民も加入することが求められています。しかし、

自治会・町内会は日本独自の地域文化であり、理解してもらうことは難しい問題です。

そのため、自治会・町内会の必要性や、取組を紹介する英語や、やさしい日本語を使用し

た案内や、動画を作成するなどして、加入促進に向けた取組を行って欲しいです。

・外国人住民は、地域のイベントに積極的に参加したい気持ちがありますが、それには

地域の人たちの理解と協力が重要です。お互いの生活や文化の違いを受け入れるため、地

域の中で、外国人との交流会や、外国の文化を紹介する講座を実施するなどして、外国人

住民への先入観を持つことなく、同じ住民として受け入れて欲しいです。

・外国人住民が生活する中で、外国人住民のコミュニティと同じくらい関わりが強い

が、その人が住む地域社会です。日本での文化や生活ルールは、自分の国の文化と異なる

ことから、そのことが原因で地域に溶け込むことができなかったり、近隣とのトラブルに

はってん ぼあい てんにゆうじ だ ひなんばしょ じょうほう
発展したりする場合があります。そこで、転入時にゴミ出しのルールや避難場所の情報な
ど、ちいき せいかつ うえ ひつよう じょうほう おし ほ
地域で生活する上で必要な情報を教えて欲しいです。

へいせい ねん じっし しみんいしきちようさ けっか しずおかしこくさいこうりゆうきようかい にんちど
・平成30年に実施した市民意識調査の結果では静岡市国際交流協会（SAVE）の認知度が
19.9%とひく がいこくじんじゅうみん しずおかしこくさいこうりゆうきようかい じっし こうぎ そうだん
低く、外国人住民も、静岡市国際交流協会（SAVE）が実施している講座や相談
じぎょう し しずおかしこくさいこうりゆうきようかい
事業などを知らないだけでなく、静岡市国際交流協会（SAVE）そのものを知らない方も
たすうそんざい げんじょう しずおかしこくさいこうりゆうきようかい しみん たい しゅうち
多数存在する現状です。静岡市国際交流協会（SAVE）のことを市民に対してさらに周知、
じょうほうはっしん ちいき げんご ぶんか ちが しょう かだいかいけつ
情報発信をしていくとともに、地域における言語や文化の違いにより生じた課題解決に
とく ぐ ひつよう かん
も取り組むことが必要と感じます。



3 教育に関する取り組み

【具体的な取り組み】

①言葉の問題による学校からの連絡漏れがないように、外国人児童、生徒や

その家族と学校間の連絡体制のサポートを行う

②市内在住の外国人を招いての異文化理解の授業や、人種差別や人権につ

いて考える授業を行う

③インターナショナルスクールの必要性の検討

【背景・理由】

・児童、生徒及びその保護者の日本語能力は様々です。日本語を理解できない方や、話せ

ても書けない人もいます。やさしい日本語でのやり取りや、本人や保護者の状況に応じ

た支援を行うなど、学校とのコミュニケーションが漏れなく行えるように、配慮をお願いします。

・教育現場での英語教育を更に活性化させるため、静岡市内に住むネイティブスピーカ
ーや、外国語指導助手の資格を持たない英語話者も、教育現場で活躍できる機会を提供し
てください。

・容姿や、名前が異なることから外国人に対するいじめが起こることもあるため、子ども
だけではなく、その保護者やPIAも含め、全体的に多文化共生の理解を促進するための
講座や、ヘイトスピーチなど人種差別や人権について考える機会を更に行ってほしいで
す。

・帰国子女や、外国人の子どもに対して、日本の学校教育に合わせるだけではなく、バイ
リンガルとして育成する教育など、インターナショナルスクールなどの国際的な教育を
受けられる環境の必要性を感じています。

4 留学生に対する取り組み

【具体的な取り組み】

① **留学生同士だけでなく、留学生と日本人（学生）が交流できる機会の提供**

② **留学生がトラブルや犯罪に巻き込まれないために、防犯に関する啓発を行う**

③ **留学生が地域と関わる機会の提供**

【背景・理由】

・留学生は留学生同士、日本人学生は日本人学生との付き合いが中心になっています。せつかく静岡に生活しているので、国籍と所属大学の枠を超えて、留学生の研究発表の場があると、他の大学生との交流もできます。

・留学生を支援して、静岡市の良さをPRすることで、交流人口が増えます。留学生は、卒業したら自分の国に帰りますが、そのまま留学生が静岡市で就職することを考えてくれたり、帰国後に再来日する時に静岡市を就職先に考えることで、優秀な人材が静岡市に残り、静岡市の発展につながります。

・日本に来たばかりの留学生は、日本は安全な国で、みんな丁寧に接してくれるという良いイメージを持っていますが、いつも安全という訳ではありません。留学生の中には、不審者に声を掛けられたり、高い時給を目標に犯罪まがいのアルバイトをして、その異常性に気が付かない方もいるようです。留学生を対象にして、犯罪などの危機意識を啓発する取組を行ってほしいです。

しりょう
資料

しずおかしたぶんかきょうせいきょうぎかい だい き ていげん 静岡市多文化共生協議会（第8期）提言までの歩み

だい かいしずおかしたぶんかきょうせいこんわかいかいさい 第1回静岡市多文化共生懇話会開催

ねん がつ にち もく しずおかしこくさいこうりゅうきょうかい だい かいぎしつ
2017年7月27日（木）19：00～20：30 静岡市国際交流協会 第2会議室

しゅつせきいん めい
出席委員：12名

- ・大川市民局次長から、12名に多文化共生懇話会委員が委嘱されました。
- ・事務局から、会議の趣旨、静岡市多文化共生推進計画の状況についての説明がありました。
- ・静岡市国際交流協会より、多文化共生の現状や、協会の役割についての説明がありました。
- ・会長にホリウチ アリッセ イズミ委員、副会長に福井ユミ委員が選出されました。

（主な審議内容）

じこしょうかい ほか たぶんかきょうせい かんが かつぱう いげんこうかん おこな
自己紹介の他、多文化共生についてそれぞれ考えていることを発表し、意見交換を行いました。

だい かいしずおかしたぶんかきょうせいこんわかいかいさい 第2回静岡市多文化共生懇話会開催

ねん がつ にち すい しずおかしこくさいこうりゅうきょうかい だい かいぎしつ
2017年10月18日（水）19：00～20：30 静岡市国際交流協会 第2会議室

しゅつせきいん めい
出席委員：12名

（主な審議内容）

しずおかしたぶんかきょうせいすいしんけいかく い かか じぎょう はな あ おこな ぼうさい いしき
静岡市多文化共生推進計画「ともに生きる」に関わる事業について話し合いを行いました。防災の意識
啓発や、留学生が直面している生活上のトラブル、医療費助成制度の周知が行き届いていないことな
どの事柄について問題提起がされました。

だい かいしずおかしたぶんかきょうせいこんわかいかいさい 第3回静岡市多文化共生懇話会開催

ねん がつ か すい しずおかしこくさいこうりゅうきょうかい だい かいぎしつ
2017年12月20日（水）19：00～20：30 静岡市国際交流協会 第2会議室

しゅつせきいん めい
出席委員：12名

（主な審議内容）

しずおかしたぶんかきょうせいすいしんけいかく まな つく かか じぎょう
静岡市多文化共生推進計画「ともに学ぶ」「ともに創る」に関わる事業について、グループワークによ
り、意見交換を行いました。教育現場でのネイティブスピーカーの活用、外国人住民が自治会、町内会
活動に参加する取り組み、いじめ防止のために多文化共生理解の促進と、人権教育について意見が出さ
れました。

だい かいしずおかしたぶんかきょうせいこんわかいかいさい 第4回静岡市多文化共生懇話会開催

ねん がつ にち すい しずおかしこくさいこうりゅうきょうかい だい かいぎしつ
2018年1月31日（水）19：00～20：30 静岡市国際交流協会 第2会議室

しゅつせきいん めい
出席委員：12名

（主な審議内容）

ていげんなら たぶんかきょうせいすいしんけいかく みなお む せんてい はな あ おこな かいめ
提言並びに多文化共生推進計画見直しに向けたテーマの選定について話し合いを行いました。2回目、
3回目の懇話会で出た意見を基に、提言のテーマとなる項目を絞りました。その中で、防災や教育の問題、
自治会活動などの地域交流などについて話し合いが行われ、提言テーマにつながる、外国人住民が抱
える具体的な問題について議論が行われました。

第5回静岡市多文化共生協議会開催（第5回より名称変更）

2018年5月9日（水）19：00～20：30 静岡市役所新館17階 171会議室

出席委員：12名

（主な審議内容）

提言並びに多文化共生推進計画見直しに向けたテーマの選定、具体的取り組みについての検討を行いました。

第4回の懇話会で、提言テーマが絞られましたが、「防災に関する取り組み」、「地域との交流に関する取り組み」、「教育に関する取り組み」、「留学生に対する取り組み」の4つのテーマが確定しました。合わせて、各提言テーマの具体的な取り組みについても協議が行われました。

第6回静岡市多文化共生協議会開催

2018年7月18日（水）19：00～20：30 静岡市葵消防署5階 52会議室

出席委員：13名

（主な審議内容）

最終的な提言書の提出に向けた意見と、多文化共生推進計画の中間見直しについて協議を行いました。提言のテーマと、提言に基づく具体的取り組みの内容について意見交換を行いました。

第7回静岡市多文化共生協議会開催

2018年8月20日（月）19：00～20：30 静岡市葵消防署5階 52会議室

出席委員：11名

（主な審議内容）

提言書の披露と、多文化共生推進計画の中間見直しについて審議を行いました。

市長への提言

2018年9月4日（火）16：30～16：50 静岡市役所9階 特別会議室

しずおかしたぶんかきょうせいきょうぎかいいいん
静岡市多文化共生協議会委員より

ホリウチ アリッセ イズミ 会長



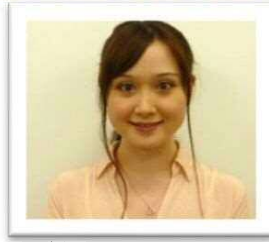
2年間、多文化共生協議会に参加させていただいたことに感謝を申し上げます。協議会では、私たち外国人と日本人が一緒になって、生活のあらゆる問題・課題について意見交換が出来る、貴重な場であったと再認識しました。また、普段の生活では接点がない国籍の方々と議論を通じて、分からなかった事、気づかなかった事などを多く知ることが出来ました。この提言書だけで終わることなく、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に、今後も積極的に取り組んでいただければ願っています。静岡市に暮らして20年以上になります。私を暖かく受け入れてくれた静岡市に恩返しをしつつ、国籍や文化の違いにかかわらず、だれもが安心して暮らせるまちづくりには、微力ではありますが、貢献できればと思います。



ふくい ユミ 副会長

私は来日して20年、静岡在住19年になります。来日当初は、ゴミの仕分けや、捨て方もわからずいたり、病院では自分の状態を上手く訴えることもできなかつたり、駅では切符1枚1人で買うこともできませんでした。子供の保育園にしても、文化の違いや言葉の壁で戸惑い、日本人にとっては当たり前のことがわからず、沢山悩み、涙も流しました。今では、とても良い経験と思っております。この度、委員になることができ、私のように悩む外国籍の方々が、少しでも生活しやすい社会ができるよう、お手伝いできればと思います。また、多くの方の意見や悩みを聞き発信して行けるよう、そして、架け橋になれるようお手伝いできれば嬉しいです。私は、自分の国の真裏にある静岡が大好きです。私の経験が誰かの力になるなら、喜んで手を貸したいと思います。そして、このような機会を与えてくださった静岡市に感謝しております。

こばやし いいん
小林 タバサ 委員



「多文化共生」という言葉の意味を模索し続けた結果、私なりにたどり着いた答えは、「いくつかの異文化を認め、慣れ親しみ、尊重することを誰もが当たり前実践すること」でした。しかし、このような回りくどい定義よりも、“SAME”という語に「多文化共生」のエッセンスが集約されていると思います。多文化が共生するには、＜異質な＞ひと・ものが、自分や自国と何ら優劣のない＜同じ＞ひと・ものと認識されなければいけないと気づかされました。多文化共生協議会の委員は、多様なバックグラウンドや視点を活かし、静岡市をより良くしたいという共通の使命感を持っています。この街には、清水港という世界に開かれた港があり、大道芸などの国際的なイベントも充実しています。我々はまず、無い物ねだりより、ある物探しをすべきでしょう。既存の資源や人材を活用し、国際交流を原動力として、静岡市がさらにダイナミックに発展していくことを願ってやみません。



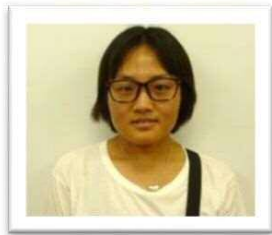
じょん こひゃん いいん
全 高香 委員

西東京生まれの在日3世、静岡在住17年になります。外国人としての意識を持ちながらも、日本人と同じように言葉の壁も文化の違いも意識せずに暮らしている者として、委員が務まるのか、一体何ができるのか、疑問を持ちながらの参加でした。しかし協議会に参加を重ね、他の委員の方のお話を伺うことで、これまで外国人として過ごしてきた日本の生活を改めて考えるようになりました。外国人であるために生じる様々な問題は、時代や制度の変化により解決していくもの、なかなか解決せずに残り続けるものがあります。そして解決困難な問題は、現在日本人も同じように抱えてものと、多くが重なるように思われます。そういった生きづらさや悩みの根底にある差別意識や排他性などは、相手を思いやり、知り、尊重し合い、同じ市民だという意識を持つことで乗り越えていく以外ないのではないかという思いに至りました。様々な人が、この静岡で、共に気持ち良く生きていけるよう、私自身何ができるか改めて考える機会をいただきました。ありがとうございました。

さの ゆきえ いいん
スリヤ佐野 ヨハンナ雪恵 委員



静岡に来て10年目。SAVE主催の英語・フィンランド語講座、生涯学習交流館での国際交流セミナーをしたり、毎年の清水・市民クリスマスでフィンランド、スウェーデン、韓国から音楽家を招いての国際交流をしてきました。去年は母国独立100周年、来年は日本・フィンランド国交100周年。このような中で、静岡市の多文化共生協議会の委員として活動できたことは、貴重な経験となりました。宣教師の子として日本で生まれ育ち、日本語と日本文化に溶け込んでいても、私はいつまでも「外人」。委員会では、よく失礼でシビアナな発言もしました。ただ心にある願いは、日本に移り住む世界中の人が、いつまでも「外の人」と見られるのではなく、日本人と同じ家族である「内（家）の人」となれること。これこそ多文化共生の目的ですね。違った文化、違った言語、違った顔を持つ人間がこの町に来てくれることは大きな祝福です。多文化共生は、静岡に大きな発展を与えると信じています。



そう あじよ いいん
宋 亜茹 委員

日本に来て4年になりました。日本人・日本文化については、いろいろ考えがあるので、なかなかうまく表現できないところがあります。なぜなら、「日本人と中国人は互いに根深い偏見があるので、日中友好というのは無理な話だ！」と思っていたからです。日本の新聞は日本に来た中国人について、「中国人はマナーが悪い、声が大きい、時間にルーズだ」といったマイナス部分を取り上げた記事を度々掲載していますが、日本語が話せない中国人が、中国で習慣のない「お辞儀」をして日本人に感謝の気持ちを伝えているようなプラス的なところをみていない気がします。

そんな不信感を抱いていた私に「文化の違いを認め合い、文化の違いが生じた背景を理解し合うことが大切」だと教えてくれたのは、今回の多文化共生協議会でした。ほかの国の委員たちとの体験の共有を通して、「このような問題を抱えているのは自分だけじゃない、中国人と日本人の間の問題だけじゃない」、むしろ、自分が偏見を持って世界をみていただけだと気づかされました。これからは、この協議会の経験をいかして自分のような外国人住民に伝えられるように頑張りたいと思います。

たかはた さち いいん
高畑 幸 委員



2期目の委員として多文化共生協議会に参加させていただきました。委員の皆さんとともに、それぞれの生活体験から、町内会等の地域社会への参加や子どもの教育の課題等、具体的に話し合い提言を作り上げました。委員の皆さんは静岡市に愛着を持って、今後、静岡市がもっと外国人が住みやすいまちになってほしい、そのために自分も貢献したいという意欲を強く感じました。委員の皆さんは滞在年数の長短に関わらず、同じ目線でフランクに意見を言い合えて、大変よい雰囲気での委員会でした。私自身、とても楽しく参加させていただきました。ありがとうございました。



にあず あはめど いいん
NAZ AHMED 委員

日本に來日したのは24年前になります。最初の1年間は静岡の日本語学校に通い、卒業後8年間、東京に住んでいました。

日本にずっと住むと決めた時、静岡がベストと思いついて戻ってきました。静岡市は外国人のため住みやすい街だと思います。多文化共生協議会の皆様とともに外国人の住みやすい街作りの提案はとても勉強になっております。

このような機会はとても大事だと思います。

ここで勉強になったことを忘れずに、前向きに頑張りたいと思います。

皆様ありがとうございました。

ひゅん そー うゝ あん いいん
HYUNH SO VAN 委員



私は来日して8年目になりました。今は、日本の生活に慣れたと言えますが、慣れるまで大変でした。ですから、私のように困っている外国人を少しでも助けていきたいと思い、多文化共生協議会に参加することに決めました。会議では様々な外国人の方の意見を聞いたり、日本人の方の意見も聞いたり、討論したり、非常に貴重な体験でした。なぜなら、自分の知らないことが多いことに気づかせてくれたからです。いい勉強になりました。多様性を尊重し、誰でも暮らせる社会を目指す静岡市に本当に感謝しています。多文化共生は、まだまだ多くの課題があります。しかし、みんなで協力して、1つの目的のため行動することで、違いを越えて、より良い社会を築くことができるでしょう。



よう いびょう いいん
楊 移苗 委員

12年前に来日し、静岡市に住んで6年目になります。私にとって静岡市は住みやすい街だと思います。2年前から参加している協議会の中で委員たちは様々な問題に対して議論し、最適な解決方法を見つけました。私も、今まで気になっていた外国人の子供に対する“人種差別問題”を、議題として提案しました。委員の方たちからいろいろな意見をいただき、その中から最適な解決方法を、市の職員の方たちにまとめていただきました。委員の方たちと職員の方たちには心から感謝しております。

協議会を通して様々な国籍の委員の方たちと交流できて良い経験になりました。多文化共生協議会の提言によって、静岡市は、全ての外国人居住者の理想的な街になってほしいです。最後に、提言書は形のみならず、静岡市在住の外国人にとって、少しでも役立つことを願っています。

よしの えつこ いいん
吉野 恵津子 委員



今期も最年長者として参加させていただき、定住者・留学生の皆様の多彩な視点からのご意見を伺うことができました。これまで約30年、外国人の皆様（研修生やALT）と日本語学習やホームパーティー・豪華客船おもてなしなど重ねてまいりましたが、多文化共生協議会での意見交換・提言書作成は、単一のクラブはもちろん、21世紀の開かれた世界に輝く静岡の指標となるものだと考えます。自然災害多発の昨今、生活に踏み込んだ、まさに重要項目である『防災に関する取り組み』それには地域との取り組みや教育が要となり、これらの提言ができましたこと、高畑先生はじめ外国人委員の皆様、いつも的確におまとめいただく男女参画・多文化共生課の職員の皆様、感謝の念で一杯です。清水日本語交流の会でも本年、地域防災担当部署と相談して災害時の外国人の情報カード作成をまとめる予定です。提言の実現に向けて官民一体となり、多文化共生の輪を広げて行きたいと考えます。

り よんうおん いいん
李 栄元 委員



在日3世である私は、言葉の壁、生活様式の壁、差別の壁が今も在日外国人の大きな課題となってることを痛感しました。
静岡市駿河区中島には、静岡朝鮮初中級学校が65年の歴史を刻んでおり、民族教育が行われています。
インターナショナルスクールの必要性等も問われましたが、多文化共生で重要なのは、アイデンティティーが培われ、国や民族の誇りをもった人たちが尊重しあい、共に学び、お互いを高めあうことだと思います。
そんな共生社会がここ静岡で広がることを願います。

れ て い ま い ご っ く い い ん
LE TH MAI NGOC 委員



来日してからずっと静岡に住んでおり、5年以上になりました。やはり、日本人ではないからこそ、外国人だからこそ生活上の異文化や違和感などがいっぱいあり、困りました。多文化共生協議会の委員として、日々困っていることを改めて振り返ることが出来ました。各回の会議のとき、静岡市の外国人の日常生活の問題を解決するという目的をもって、他の外国人の方、日本人の方と意見を出して、一緒に議論したり、提言したりすることは非常にすばらしい体験だと思います。この貴重な機会を通して、自分の日本語会話の能力も向上出来て、自分が考えていることについて勇気をもって口に出すこともできて本当にうれしく思い、静岡市に感謝する気持ちがいっぱいです。これからも小さなことでも自分の能力なりに静岡市に貢献していきたいと思っています。



第8期 静岡市多文化共生協議会 委員名簿

NO.	しめい 氏名	びこう 備考
1	ホリウチ アリッセ イズミ	かいちょう 会長
2	ふくい 福井 ユミ	ふくかいちょう 副会長
3	こばやし 小林 タバサ	
4	じょん こひゃん 全 高香	
5	さの ゆきえ スリヤ佐野 ヨハンナ雪恵	
6	そう あじよ 宋 亜茹	
7	たかはた さち 高畑 幸	
8	にあず あはめど NIAZ AHMED	
9	ひゅん そー う`あん HUYNH SO VAN	
10	める せどりっく MELL CEDRIC	とちゅうじたい ※途中辞退
11	よう いびよう 楊 移 苗	
12	よしの えつ こ 吉野 恵津子	
13	り よんうおん 李 栄元	
14	れ てい まい ごっく LE THI MAI NGOC	

静岡市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 市の執行機関及び公営企業管理者(以下「執行機関等」という。)の附属機関として、別表第1に掲げる附属機関を設置する。

2 前項の規定によるもののほか、執行機関等は、必要の都度、別表第2に掲げる附属機関を設置する。

3 前2項の規定によるもののほか、執行機関等が必要があると認めるときは、臨時的事務を処理するための附属機関(設置期間が1年以内のものに限る。)を設置する。

4 前項の附属機関の細目は、必要の都度、この条例の規定に準じて、執行機関等の規則(公営企業管理者にあっては、管理規程をいう。以下同じ。)で定める。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の所掌事務の欄に定めるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関の委員の定数は、別表第1及び別表第2の定数の欄に定めるとおりとする。

2 委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成の欄に定める者並びに執行機関等が必要があると認める者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 執行機関等は、市民を附属機関の委員に委嘱する場合は、その選任の方法を公募によるよう努めるものとする。

4 執行機関等は、特別の事項を調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員(以下「臨時委員」という。)を置くことができる。

(委員)

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る特別な事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱又は任命を解かれるものとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長等)

第6条 附属機関に会長又は委員長(以下「会長等」という。)を置き、会長等は、別表第1及び別表第2の会長等の欄に定める者とする。

2 会長等は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

3 会長等は、附属機関の会議の議長となる。

4 附属機関に、会長等の指名により、副会長又は副委員長を置く。

5 副会長又は副委員長は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長等が招集する。

- 2 附属機関は、委員（臨時委員を含む。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席委員（臨時委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長等の決するところによる。

（部会）

第8条 執行機関等は、執行機関等の規則に定めるところにより、執行機関等の規則に定める事項を処理するため、附属機関に部会を置くことができる。

- 2 前項に定めるもののほか、附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時に部会を置くことができる。
- 3 附属機関は、会長等が附属機関に諮って定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

（意見の聴取）

第9条 附属機関は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、会長等が附属機関に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（静岡市行財政改革推進審議会条例等の廃止）

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 静岡市行財政改革推進審議会条例（平成15年静岡市条例第24号）
- (2) 静岡市政策・施策外部評価委員会条例（平成27年静岡市条例第86号）
- (3) 静岡市生涯学習推進審議会条例（平成20年静岡市条例第12号）
- (4) 静岡市保健所運営協議会条例（平成15年静岡市条例第162号）
- (5) 静岡市精神保健福祉審議会条例（平成18年静岡市条例第37号）
- (6) 静岡市食育推進会議条例（平成19年静岡市条例第18号）
- (7) 静岡市大規模小売店舗立地審議会条例（平成28年静岡市条例第19号）
- (8) 静岡市水防協議会条例（平成15年静岡市条例第292号）
- (9) 静岡市小学校及び中学校通学区域審議会条例（平成15年静岡市条例第263号）
- (10) 静岡市スポーツ推進審議会条例（平成15年静岡市条例第121号）

（経過措置）

3 この条例の施行の際、現に別表第1に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の附属機関等」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、別表第1の附属機関（以下「新附属機関」という。）の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の附属機関等の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、前項の委員が在任する間の当該附属機関の委員の定数及び構成は、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際、現に従前の附属機関等にされた諮問で答申がされていないものは、それぞれ新附属機関にされた諮問とみなし、当該諮問について従前の附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

別表第1 (第2条から第6条まで関係)

<p>静岡市多文化共生協議会</p>	<p>多文化共生に係る基本的施策及び重要事項について審議すること。</p>	<p>14人以内</p>	<p>1 多文化共生に関し優れた識見を有する者 2 関係団体を代表する者 3 外国籍を有する者等であつて、市内に1年以上連続して居住する者</p>	<p>2年</p>	<p>委員の互選により定める者</p>
--------------------	---------------------------------------	--------------	---	-----------	---------------------